

中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育特別委員会における 特別支援教育コーディネーターについての審議と今後の課題

大 崎 博 史

キーワード：特別支援教育コーディネーター、中央教育審議会

1. 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（答申）から

平成17年12月8日、中央教育審議会（以下、中教審）から「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（答申）が文部科学大臣に答申された。

中教審では、平成16年3月に初等中等教育分科会特別支援教育特別委員会が設置されて以来、約1年9ヶ月にわたり、特別支援教育を推進するための制度の在り方についての審議をしてきた。

この答申では、障害のある幼児児童生徒の教育の基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換することを目指し、以下のように制度の見直しについて述べている。

第1に、盲・聾・養護学校制度の見直しについてである。ここでは、「幼児児童生徒の障害の重度・重複化に対応し、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うことができるよう、盲・聾・養護学校を、障害種別を超えた学校制度（「特別支援学校（仮称）」）に転換する。」としている。また、「「特別支援学校（仮称）」の機能として、小・中学校等に対する支援を行う地域の特別支援教育のセンターとしての機能を明確に位置付ける。」としている。

第2に、小・中学校における制度的見直しについてである。ここでは、「通級による指導の指導時間数及び対象となる障害種を弾力化し、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）を新たに対象とする。」としている。また、「特殊学級と通常の学級における交流及び共同学習を促進するとともに、特殊学級担当教員の活用によるLD、ADHD等の児童生徒への支援を行うなど、特殊学級の弾力的な運用を進める。」とし、さらに「「特別支援教室（仮称）」の構想については、研究開発学校やモデル校などを活用し、特殊学級が有する機能の維持、教職員配置との関連や教員の専門性の向上等の課題に留意しつつ、その法令上の位置付けの明確化等について、上記の取組の実施状況も踏まえ、今後検討。」としている。

第3に、教員免許状制度の見直しについてである。ここでは、「盲・聾・養護学校の「特別支援学校」（仮称）への転換に伴い、学校の種別ごとに設けられている教員免許状を、障害の種類に対応した専門性を確保しつつ、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた総合的な専門性を担保する「特別支援学校教員免許状（仮称）」に転換」とし、現状の「当分の間、盲・聾・養護学校の教員は特殊教育免許の保有を要しない」としている経過措置を、時限を設けて廃止」することを掲げている。

2. 中教審における特別支援教育コーディネーターについての審議

今回、中教審から答申された、「特殊教育」から「特別支援教育」に発展的に転換することを目指すにあたって、大きな役割を果たす担い手の一つとして挙げられているのが、特別支援教育コーディネーターである。

特別支援教育コーディネーターについては、今後の特別支援教育の在り方調査研究協力者会議の「今後の特別支援教育の在り方（最終報告）（平成15年3月）」で、「小・中学校又は盲・聾・養護学校において関係機関との連携協力の体制整備を図るために、各学校において、障害のある児童生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識及びカウンセリングマインドを有する校内及び関係機関や保護者との連絡調整役としてのコーディネーター的な役割を担う者」として提言されて以来、「小・中学校におけるL

D（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」では、さらに具体的な役割等について述べられている。

現在、全国の盲学校や聾学校、養護学校はもちろんのこと、小学校や中学校でも実際に特別支援教育コーディネーターが指名され、それぞれの地域の中で活躍しているところである。

文部科学省の「平成17年度小・中学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への教育支援に関する体制整備の実施状況調査」（平成17年9月1日現在）によれば、全国の小学校、中学校における特別支援教育コーディネーターの指名済率は、小学校では79.1%、中学校では75.3%にまでなっている。このように、指名率が年々上昇している現状がある一方、実際に特別支援教育コーディネーターが指名を受け、活動していく中での数々の諸課題も挙げられてきている。

中教審の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（答申）の中でも、以下のことが述べられている。

「協力者会議最終報告及び平成16年1月に文部科学省より公表された「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」においては、すべての盲・聾・養護学校及び小・中学校において、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けることが求められている。今後は、引き続き研修等を通じた人材養成を推進しつつ、可能な限りコーディネーターとしての校務に専念できるよう必要な配慮が行われるようにすることや、いじめや不登校等に対応する小・中学校の生徒指導体制の整備と関連付けた活用も含め、一層の効果的・効率的運用を促す必要がある。また、盲・聾・養護学校（特別支援学校（仮称））においては、センター的機能を担う中核的存在としてコーディネーターが適切に位置付けられるようにすることも重要である。

なお、特別支援教育コーディネーターの指名に関しては、校務分掌における位置付け、必要とされる研修や一定の経験等をどの程度求めていくのかについて様々な意見があるところであり、これらを含め、今後の各学校における運用状況を踏まえつつ、その在り方について引き続き検討する必要がある。」というものである。

このような答申が出された背景には、特別支援教育コーディネーターについて、次のような課題があがり、審議がなされてきたからである。

①特別支援教育コーディネーターの位置付け

特別支援教育コーディネーターは、校務分掌に明確に位置づけることが求められているが、分掌配置だと重要な役目を的確に行うのは難しいという意見があった。なぜなら、特別支援教育コーディネーターの能力がいくら高くても、現場の仕事をしながら地域を巡回することは容易ではなく、行政からの支援も現状では乏しいからという理由である。

特に、盲学校、聾学校、養護学校の特別支援教育コーディネーターは、センター的機能の具体的な内容を中核的に果たす存在でもあり、単に校務の軽減だけではなく、むしろ専任化するぐらいの位置づけがあって良いのではないかというものである。

また、「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」では、特別支援教育コーディネーターに、教頭や教務主任、生活指導主任、養護教諭が指名されることが可能であるとされているが、今の学校を考えたとき、それらの職に重ねて仕事をするのは、現状では非常に困難であるという意見もあった。なぜなら、特別支援教育コーディネーターは、学校システムの中で非常に重要な役割を果たし、管理職的な資質も必要であるが、校内委員会や対外的な対応、本人の相談など、その役割は非常に多様になり、（コーディネーターは）専門家になる必要があると考えているというものである。

同様に、学級担任を持ちながら、特別支援教育コーディネーターを担当するのは非常に難しいという意見も出された。そのため、校務に専念できるための担当時間数の軽減や（教員の）加配等の配慮について明記してほしい等の提案もされた。

さらに、特別支援教育コーディネーターは、さまざまな仕事をこなしながら活動している状況なので「指名」ではなく、むしろ「配置」することが必要という意見もあった。

特別支援教育コーディネーターの仕事の負担を軽減するための案として、例えば、複数の特別支援教育コーディネーターで分担しながら（役割を）担っていくという形も考えて良いのではという意見もあった。

その他にも、特別支援教育コーディネーターについて、各学校における運用にゆだねることは特別支援教育全体の形骸化につながることを懸念されることや、盲・聾・養護学校のセンター的機能の窓口若しくは小・中学校側での窓口となることも踏まえ、コーディネーターの権限等について一定の方向性を示してほしいという意見もあり、例えば、学校教育法施行規則第22条の6のその他主任等として例示し、法令上の根拠を設けてほしいという意見もあった。

このように、コーディネーターが可能な限り校務に専念できるような何らかの方法を、実際に即して今後も検討していく必要がある。

②小・中学校の生徒指導体制の整備と関連付け

いじめや不登校等の生徒指導体制の整備については、スクールカウンセラーの配置等、特別支援教育コーディネーターの仕事とオーバーラップしている部分もあることから、それらを総合化していく必要があると意見があった。

また、ADHDの約10%が不登校になっているとのことから、生徒指導体制の整備と関連づけた活用を含め、連携しながらやっていく必要があり、生徒指導との関連において、全体のバランスの中で特別支援教育を考えることが大事であるとしている。

生徒指導体制との関連、スクールカウンセラーとの関係等、今後もさらに検討していく必要がある。

③特別支援教育コーディネーターに必要な研修

中教審の中では、独立行政法人国立特殊教育総合研究所が実施している特別支援教育コーディネーター指導者養成研修についての話題提供と質疑応答があった他、幾つかの地方自治体における特別支援教育コーディネーター養成研修についても話題に上がった。

特別支援教育コーディネーターは、就学前、学齢期、その後を取り巻く様々な専門家のチームをつくり、連携ネットワークをつくっていくことから、コーディネーター養成研修の中には福祉、医療、労働機関との連携といった内容を含む必要があるのではないかという意見がでた。

同様に、教師は、福祉や労働に関する制度を理解せずに、ハンディキャップのある子どもたちの社会性を育てることはできないため、特別支援教育コーディネーターは、担任以上にこのような知識や能力がなければいけないというのもあった。

また、特別支援教育コーディネーターは、カウンセラー的な要素などが必要であるとともに、障害のある子どもの基礎的な事項を理解せずに活動することは難しく、まずは基礎的な学習をすることが必要であるという意見もあった。

盲学校、聾学校、養護学校の特別支援教育コーディネーターについては、小学校、中学校の特別支援教育コーディネーターの要請によって、巡回による指導を行うことも重要であり、そのためには、複数の障害種に対応できるようにする必要があることや通常学級で行われている教育課程に関する知識やノウハウについても知っておく必要があるとの意見もあった。

さらに、特別支援教育コーディネーターは、障害のある子どもを支援する教師を支援するということか

ら、学習指導や学級経営に関する研修の工夫と改善という内容も必要であるという意見も出された。

その他にも、特別支援教育コーディネーターには、リーダーシップが必要であることや、専門性が求められるというのもあった。

特別支援教育コーディネーターが、その能力を最大に発揮できるためにはどのような力を身につけるのかを検討し、必要な研修を精選していくとともに、特別支援教育コーディネーターに指名された人のスキルアップ研修をシステムとしてどのように構築していくのが今後の課題であるといえる。

④その他

特別支援教育コーディネーターの指名にあたって、特別支援教育の担当者が、特別支援教育コーディネーターをしても学校の中で理解を得られない場合もあり、学校全体で特別支援教育の認識を広める等の学校全体の意識改革が必要という意見や、特別支援教育コーディネーターが形式的に指名されるのではなく、巡回相談等の支援を受けたりする中で、学校がその必要性と役割を学びつつ整備していくということが大切であるという意見もあった。

特別支援教育コーディネーターの側からも、研修等で得たことを学校内の職員にいかに伝えていくかも大切であるといえる。

また、関係機関との連携については、実際にはかなり難しいこともあり、特別支援教育コーディネーターのモデルを示す等の具体的な部分を明らかにしていくような段階的な制度の導入も必要であるというのもあった。

さらに、盲学校、聾学校、養護学校の特別支援教育コーディネーターと区市町村立の小学校、中学校の特別支援教育コーディネーターの連携の必要性や、特別支援教育コーディネーターをバックアップする外部の専門的な支援組織やコミュニティが存在することの大切さ等の意見も出された。

3. 今後の課題

以上の審議からもわかるように、特別支援教育の推進において、特別支援教育コーディネーターの役割がとても大きいことがわかる。実際に、特別支援教育コーディネーターが指名されて活躍している山形県教育委員会及び寒河江市教育委員会からは、学校で特別支援教育コーディネーターが中心になり、校内委員会によるチームとしての取組を進めることによって、専門家チームのケーススタディに基づく具体的な手だてを示すことにより、担任が見通しを立てた対応ができるなど、大きな効果を上げているという話題提供もあった。

今後、各学校に配置された特別支援教育コーディネーターがより一層活躍することができるためにも、特別支援教育コーディネーターの担う具体的な役割をさらに明確にし、制度等のハード面の整備を推進するとともに、実際の特別支援教育コーディネーターの動きとしてのソフト面の充実を図っていく必要がある。特別支援教育コーディネーターの指名率は高くなったが、実際には何ら機能していないということは絶対にないようにする必要がある。

そのためには、特別支援教育コーディネーターに対するフォローアップ研修等を通して、今、特別支援教育を推進するために課題になっていることは何かの最新の情報を把握するとともに、特別支援教育コーディネーターの幼児児童生徒に対する支援等の実践を的確に評価・検証していく必要がある。

「特別支援教育」は、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う教育である。特別支援教育コーディネーターが十分に活躍することによって、今までフォローされてこなかった幼児児童生徒がそのニーズに応じて適切な教育的支援を受けられることと、今まで支援を受けてきた幼児児童生徒にとってもさらに一層、充実した支援を受けられるようにすることが重要であり、その支援体制が、特別支援教育コーディネーターの活躍でしっかり構築できることを願ってやまない。